

水道についての質問と回答(Q&A)

■水道料金について

質問 水道料金の支払い方法は？

回答 水道料金については、2か月ごとに検針を行いその使用水量に基づき料金を算出・請求します。送付する納入通知書（請求書）には支払期限が明記されていますので、期限内にお支払い下さい。納入期限までに納めていただけない場合、督促状を送付します。さらにお支払いが無い場合、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。

お支払い方法

口座振替

お客様の預金口座から2か月に1回、自動引き落としによってお支払いいただく方法です。口座振替日は、検針月の翌月の10日（休日の場合は翌営業日）です。

納入通知書

納入通知書でお支払いいただく方法です。金融機関、コンビニ、水道料金センターの各窓口でお支払いできます。納入通知書の発送は、検針月の25日ごろ（休日の場合は直前営業日）です。

※クレジットカードでのお支払いはできません。



〈水道料金表〉

基本料金表(2か月分・消費税抜き)

メーター口径	基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表(2か月分・消費税抜き。一般用)

使用水量	従量料金(1㎡あたりの料金)		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上 16㎡以下	0円		
16㎡を超え 40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え 200㎡以下	195円		
200㎡を超え 600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え 2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円

※上記により算定した料金に消費税額を加算した額を請求させていただきます。

※水道を使用しなくても、中止又は廃止の届出をしない場合は基本料金がかかります。

■手続きについて

質問 新たに水道を使用するときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより新たに水道を使用するときは、必ず水道料金センターまでご連絡下さい。給水開始の申し込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- 水道を使用する住所（アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号）
- 使用者の氏名と連絡先（電話番号）
- 使用を開始する年月日

質問 水道の使用を止めるときの手続きは？

回答 引っ越しなどにより現在使用している水道を止めるときは、水道料金の精算が必要です。引っ越しの日程が決まりましたら、早めに水道料金センターまでご連絡下さい。

引っ越しの日に検針を行い、料金を算出し、引っ越し先へ納入通知書（請求書）を送付します。また、現地で料金を精算することもできます。

お知らせいただく内容

- 水栓番号（お客さま番号）※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- 使用していた住所と使用者氏名
- 引越日と引越先